

建設工事における主任技術者等の専任期間、現場代理人の常駐期間について

甲府市及び甲府市上下水道局等発注の建設工事における、監理技術者または主任技術者（以下、主任技術者等）の専任期間及び現場代理人の常駐期間については、以下の通りとします。

なお、専任または常駐を要しない期間については、工程表や打合せ簿にて明確に分かるようにしておく必要があります。

1. 主任技術者等の専任期間

主任技術者等は、建設業法第 26 条第 3 項の規定に該当する場合は、専任とされています。その場合、工事現場に専任する期間は契約工期が基本となりますが、契約工期中であっても、次に掲げる期間で、市の工事発注部局（以下「発注者」という。）と常に連絡が取れる体制を確保できるときは、工事現場への専任は要しないものとします。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 施工を中止している期間
- (3) 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

（発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日含む）も専任を要しない。）

2. 現場代理人の常駐期間

現場代理人は、原則として、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うものとします。ただし、次のいずれかに該当する期間であって、市の監督員等と常に連絡が取れる体制を確保できるときは、工事現場での常駐を要しないものとします。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 施工を中止している期間
- (3) 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

（発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日含む）も専任を要しない。）

3. 適用開始日

令和8年4月1日から適用します。